

滋賀県地域自殺対策緊急強化基金条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

地域における自殺対策事業を平成 24 年度においても継続して実施できるようにするため、滋賀県地域自殺対策緊急強化基金条例（平成 21 年滋賀県条例第 60 号）の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

- ( 1 ) 条例の有効期限を平成 25 年 3 月 31 日まで延長することとします。（付則第 2 項関係）
- ( 2 ) この条例は、公布の日から施行することとします。

議題 号

滋賀県地域自殺対策緊急強化基金条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成 23 年 月 日

滋賀県知事 嘉田 由紀子

---

滋賀県地域自殺対策緊急強化基金条例の一部を改正する条例

滋賀県地域自殺対策緊急強化基金条例（平成 21 年滋賀県条例第 60 号）の一部を次のように改正する。

付則第 2 項中「平成 24 年 3 月 31 日」を「平成 25 年 3 月 31 日」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

滋賀県地域自殺対策緊急強化基金条例の一部を改正する条例新旧対照表

旧	新
<p>本則省略 付 則</p> <p>1 この条例は、公布の日から施行する。 2 この条例は、<u>平成24年3月31日</u>限り、その効力を失う。</p>	<p>本則省略 付 則</p> <p>1 この条例は、公布の日から施行する。 2 この条例は、<u>平成25年3月31日</u>限り、その効力を失う。</p>